

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(財政局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	財産活用課	228-7409	公有財産管理システム運用保守業務	国際航業株式会社 大阪支店	1,870,000	R7.4.1	本業務は、本システムの適正な保守を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、ソフトウェアの保守、システムの監視、障害対応を行うためのシステムの詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適さない。当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがあり、安定的かつ継続的なシステムの運用に影響を与えることになり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	契約課	228-7472	電子入札コアシステムサポートサービス業務	一般財団法人日本建設情報総合センター	2,722,500	R7.4.1	本業務は、本市が当該業者から購入した電子入札コアシステムのプログラムに対するサポートサービス業務であり、当該コアシステムの開発・サポートを唯一行っている当該業者以外では、履行が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	税務運営課	228-1192	個人市民税電子ファイリングシステム保守業務	株式会社ジェイエスキューブ 営業ユニット	1,969,000	R7.4.1	当該システムは、システム稼働当初、賃貸借契約の元請業者が再委託先として当該業者と契約を締結し、システム構築したものである。 個人市民税電子ファイリングシステムの保守(障害管理・税制改正対応等)を行うにあたり、設定やサーバ構成等システムについての詳細な知識が必要であるが、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した当該業者のみである。 他業者が本業務を履行した場合、障害等システムの不具合に対応するにあたり、迅速な対応ができなくなることにより、区役所、市税事務所及び本庁課窓口での市民からの問合せ対応の遅延や停滞が発生する可能性が高い。併せて税制改正対応のプログラム改修時に想定外の誤りが発生した場合、課税資料を適切に紐づけ・参照ができないと個人市民税の課税誤りにつながるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上の理由により本業務は当該業者でないと履行できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	税務運営課	228-3957	コンビニ等による収納業務	堺市コンビニ等による収納業務コンソーシアム代表構成員(株)さくらケーシーエス	-	R7.4.1	本業務を安定的・継続的に運用するためには、本市基幹システムに特化したMPNの詳細な知識及び保守等に係る技術を有していること、コンビニ収納とMPN収納を一元管理できることが必要である。詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、不具合発生時の早急な復旧作業に支障が生じ、市税のコンビニ収納やMPN収納が利用できなくなる等の問題が想定され、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は当該システムの構築を行った堺市コンビニ等による収納業務コンソーシアムしかいないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	基本契約金額 3,894,000円 単価契約 1.10円/件ほか
5	税務運営課	228-7851	家屋評価計算システム保守業務	扶桑電通株式会社 関西支店	2,211,000	R7.4.1	本業務は、家屋評価計算システムの適正な保守を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、稼働監視や障害発生時の処置を行い、障害の再発防止策を講じるなど、当該システムの詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがあり、家屋の評価及び賦課業務に影響を与えることになり、結果として公平で適正な課税に影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

6	市民税課	231-3754	個人市民税申告支援システム保守業務	NCS&A株式会社	1,091,200	R7.4.1	本業務は、住民税申告書及び所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成等の業務を支援するため導入した個人市民税申告支援システムにおいて、個人市民税等業務を円滑に進めることを目的としてシステムの保守を行うものである。適正な業務履行のためには、システムの税計算チェック機能、本市税システムへのデータ連携、本市統合基盤システム及び住民情報ネットワーク環境等でのシステム構築などの高度かつ詳細な知識や技術が必要不可欠である。また、市民税の申告受付に当該業者が独自に開発したパッケージシステム「The確定申告V」を利用するが、導入時に「本市住民税申告書及び入力点検シートの作成」「本市税システムへ申告書作成データを連携させるためのデータレイアウトを作成する」など、本市仕様に合わせてシステムのカスタマイズを行っていることから、保守を行うにはシステムの開発導入業者の知識や技術が必要となり、当該システムを開発した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 仮に、当該システムに係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、設定漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させ、課税誤り及び個人情報漏洩に繋がる可能性があるため、本業務を詳細な知識等を有しない者に委託することはできない。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識を有する、当該システムを開発したNCS&A株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
---	------	----------	-------------------	-----------	-----------	--------	--	------	--